

「タイ中央銀行、30%資本規制を撤廃」

三菱東京UFJ銀行
アジア法人業務部

2008年2月29日、タイ中央銀行はパーツ高の抑制を目的とした資本規制を3月3日に全面解除すると発表した。今回解除された規制は2006年12月に導入され、投機的な資金流入を防ぐために、外貨でパーツを購入する際、資金の30%を中銀に信託することなどを義務づけていたものである。

中銀は、今回の規制緩和の理由として、内需の回復、輸出の増加、資金の流出と流入のバランスが取れてきたことなどを挙げている。昨年7月発表の「外貨預金、外貨送金規制緩和」、12月の「資本規制の緩和」、2008年2月に発表した「個人と企業の外貨保有規制の緩和」の影響により海外向け投資の増加、パーツ高抑制が期待されていることが、規制緩和の背景にある。

また、今回、新たなパーツ高対策として、海外証券投資限度額の拡大、金融機関の非住居者に対する取引の緩和、非住居者口座(Non-Resident Baht Account)利用手続の簡素化を実施する。

以下に中銀発表内容の和訳(仮訳)を掲載する。なお、本和訳は中銀の原文通りに訳されていない場合もあるので、詳細については原文の中銀発表内容をご確認いただきたい。

1. 2006年12月の資本規制導入以降の主な資本規制緩和政策

(1) 外貨預金、外貨送金規制緩和

2007年7月24日発表。タイの証券取引所に上場している企業について、年間US\$1億まで、海外投資のための外貨購入を許可する。また、タイ国内の法人及び個人に対して、タイ国内の金融機関への外貨預金の預け入れに関して、より柔軟性のある扱いを行なった。詳細は「AREALレポート138」をご参照。

(2) 資本規制の緩和

2007年12月17日発表。資本規制の一部緩和を実行。タイ企業または、非居住者の不動産投資信託への投資に対する外貨建借入の規制を緩めた。また、タイ企業が海外の子会社や関係会社に対して、直接投資や融資を行なう場合は、年間総額US\$1億を超えない範囲での送金が可能となった。また、タイの子会社についても、海外の親会社、関係会社へ直接投資や融資を行なう場合は、年間総額US\$1億を超えない範囲での送金が可能となった。海外不動産購入については、限度額をUS\$100万からUS\$500万に拡大することなどが発表された。詳細は、次のサイトをご参照。

<http://www.bot.or.th/BoThomepage/General/PressReleasesAndSpeeches/PressReleases/News2550/Eng/n6250e.htm>

2. 30%資本規制の撤廃について

今回、廃止となる政策は 2006 年 12 月 18 日にタイ中銀が、タイ・バーツ高の進行を抑えるために打ち出したもの。バーツ資金の購入、交換の際に資金の 30%を中銀が保管金として保管する。現在、規制の対象外となっている取引は、①モノやサービスの決済、直接投資、株式投資、不動産投資、②スワップ取引などでヘッジし為替相場に与える影響を抑制している融資、債券類への投資、投資信託、③最低期限 1 年で US\$100 万を超える融資、既存の RIET 投信が新規に発行する受益証券である。また、保管金は取引後 1 年間は全額償還されず、1 年以内に再両替する場合は保管金の 3 分の 1 が没収される。

今回の規制撤廃により、現在金融機関などが保管している資金も、その保管期間に拘わらず全額返還される。ただし、保管時点より 2 年以内に返還を求めない場合には、全額没収される。

本規制免除のために、親子ローンなどの為替スワップ等で金融機関とヘッジを行なった顧客が、現時点で当該ヘッジ取引を取り消したいと望む場合には、金融機関を通じ、タイ中銀にその旨の要望を提出することができる。中銀にて一旦受理した後、15 営業日以内に中銀は要望に対する承認の是非を検討する。

今回の規制撤廃により、外国の親会社から資金を借りる場合、為替動向に拘わらず常時為替ヘッジする必要はなくなり、海外の親会社からの資金調達が容易になるメリットがある。

3. バーツ高抑制策

(1) 貿易実需もしくはタイ国内向け投資実需のない非居住者に対するバーツのローン

〈変更前〉

すべての金融機関との全取引合計残高が同一の非居住者グループについて 5,000 万バーツを超えてはならない。

〈変更後〉

それぞれの金融機関との全取引合計残高が同一の非居住者グループについて 3 億バーツを超えてはならない。

(2) 非居住者からのバーツを対価とする当日物、もしくは翌日物の外貨購入

〈変更前〉

中銀からの事前承認(貿易実需もしくはタイ国内向け投資実需のある取引のみ許可される)。

〈変更後〉

金融機関による(非住居者からの)バーツを対価とする当日物、または翌日物の外貨購入については、タイ中銀からの事前承認は不要。さらに、貿易実需やタイ国内向け投資実需のない

外貨購入については、それぞれの金融機関との取引残高(実需なく非住居者にパーツ流動性を提供するすべての取引を含む)が同一の非居住者グループについて残高 3 億バーツを超過しないこと。

(3) 貿易実需やタイ国内向け投資実需のない、非居住者からのパーツ建借入、もしくはパーツ建借入に相当する取引

＜変更前＞

期日が 6 ヶ月を超えない取引については、すべての金融機関との全取引合計残高が、同一の非居住者グループについて 5,000 万バーツを超過しないこと。

＜変更後＞

期日に関係なく、それぞれの金融機関との取引残高が 1,000 万バーツを超えないこと。

(4) タイから海外への証券投資の促進政策

＜変更前＞

SEC (Securities and Exchange Commission)が認める証券会社、投資信託会社、個人投資家による海外投資可能限度金額は US\$100 億。

＜変更後＞

SEC (Securities and Exchange Commission)が認める証券会社、投資信託会社、個人投資家による海外投資可能金額を US\$300 億まで引き上げる。

上記の詳細については以下タイ中銀サイトをご参照。

<http://www.bot.or.th/BOTHomepage/General/PressReleasesAndSpeeches/PressReleases/news2551/Eng/n0951e.htm>

(本レポートに関するお問い合わせ先)

アジア法人業務部

北村 広明

E-mail: hiroaki_kitamura@sg.mufg.jp

TEL: (シンガポール) 65-6231786

宮崎 治

E-mail: miyazaki@sg.mufg.jp

TEL: (シンガポール) 65-6231793

※本レポートは情報の提供を目的に作成しておりますが、お取引の最終判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。資料は信頼できると思われるソースを基に作成しておりますが完全性を保証するものではありません。